

小規模事業者持続化補助金（一般型）



小規模事業者が新たな販路開拓に取り組む費用に対して

上限50万円（補助率2/3）が補助されます。

対象者	坂東市内の小規模事業者 《小規模事業者の定義》	
	業種	人数
	商業・サービス業(宿泊・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
	製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下
対象補助事業	「経営計画」に基づき、商工会の支援を受けながら実施する地道な販路開拓等のための取組。また、販路開拓等の取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）のための取組。 <u>（※詳細は商工会へお問合せください）</u> 《補助対象となり得る取組事例（一例）》 <ul style="list-style-type: none">・新商品を陳列するための棚の購入、店舗の改装費用・新たな販促用チラシの作成、送付、ポスティング費用・新たな販促用PR費用（マスコミでの広告、ウェブサイトでの広告）・ネット販売システムの構築費用・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加費用 等	
対象経費	①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費	
補助金額・補助率	上限50万円（補助率2/3）	
締切	(第7回) 令和4年2月4日（金） <u>※相談予約締切 1月14日（金）</u>	

※小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）も受付が開始されております。詳細等については当会へお問合せください。期間中は、多数のご相談が予想されるため、あらかじめ電話でご予約いただきますよう、ご協力よろしく願いいたします。



《個別対応・相談無料・秘密厳守》

坂東市商工会

住所：茨城県坂東市岩井 3230-1

TEL：0297-35-3317